

---

## 平成21年度

# 大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況 と大阪府の取組について

---

平成18年4月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）」に基づく、平成21年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりでした。以下、その概況及び大阪府の取組を報告します。

なお、公表する内容のうち、養介護施設従事者等<sup>\*1</sup>による高齢者虐待の状況等は、高齢者虐待防止法第25条の規定により公表するものです。

### I 概況

#### 1 養介護施設従事者等による虐待

- 件数は、7件でした。
- 種別・類型は「身体的虐待」が4件、「心理的虐待」が3件、「介護・世話の放棄・放任」が1件でした。
- 「認知症対応型共同生活介護」において3件、「特別養護老人ホーム」において2件、「訪問介護」「介護療養型医療施設」において1件行われていました。
- 全ての事案に対して、市町村が施設等への指導や被虐待高齢者の保護等の対応を行っています。

#### 2 養護者<sup>\*2</sup>による虐待

##### (1) 市町村への相談・通報等

- 市町村の相談・通報受理件数は1,443件で、虐待を受けた又は受けたと思われると判断された事例（以下、「虐待事例」といいます。）は1,036件でした。
- 相談・通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が、相談・通報受理件数のうち4割を超え、次いで「被虐待高齢者本人」、「警察」となっています。

##### (2) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が約6割と最も多く、次いで「心理的虐待」、「経済的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」の順でした。

### (3) 被虐待高齢者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待高齢者の性別では、「女性」が4分の3以上で、年齢階級別では「70-79歳」が4割以上を占めていました。
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が37.9%と最も多く、次いで「夫」が21.5%でした。また、8割の被虐待高齢者が虐待者と同居でした。

### (4) 虐待への対応策

- 「被虐待高齢者と虐待者を分離」した事案は、415件(37.3%)で、うち「契約による介護保険サービスの利用」が129件(30.8%)、「医療機関への一時入院」が101件、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が49件(11.7%)でした。
- 「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」604件のうち主な対応は、「養護者に対する助言・指導」271件(44.6%)、「見守り」162件(26.6%)、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」128件(21.1%)、「介護保険サービスを受ける」が105件(17.3%)でした。

## II 大阪府の取組

平成18年の高齢者虐待防止法の施行により、高齢者虐待防止について市町村を責任主体とする体制整備が制度化され、大阪府下の全ての市町村で体制整備が進められてきました。

大阪府では、市町村が高齢者虐待防止の取組に的確に対応できるよう市町村の専門人材育成や対応困難な事案への介入、市町村が定期的に管内の高齢者虐待事案を振り返り、点検するための仕組みを普及させることで、市町村の高齢者虐待対応の質的向上及び体制整備強化の支援を行っています。

また、介護保険施設内での身体拘束廃止への体制づくりの支援のための「標準マニュアル」の作成・普及など、要介護施設従事者等による高齢者虐待に対して市町村や施設が一層効果的な対応を図れるよう支援しています。

## 高齢者虐待事案の状況（集計結果）

## 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案の結果は、次のとおりです。

## □ 集計結果

## (1) 報告件数

虐待事実確認件数	7件(8人)
----------	--------

## (2) 被虐待高齢者及び虐待者等の状況

性別	男性	女性
	3人	5人

年齢	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳
	1人	1人	—	2人	3人	1人

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	—	—	—	1人	1人	3人	3人

虐待の種別・類型(重複あり)	身体的虐待	介護・世間の嫌・嫉	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	4件	1件	3件	—	—

虐待があった養介護施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	特別養護老人ホーム	訪問介護	介護療養型医療施設
	3件	2件	1件	1件

虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職員	看護師	その他
	4件	1件	1件

(注) 虐待者が特定できなかった1件を除いて集計

## (3) 市町村が行った対応

施設等に対する指導	施設等からの改善計画の提出	虐待を行った要介護施設従事者等への注意指導
7件	3件	1件

## 2 養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待の状況について、市町村に照会し、大阪府で取りまとめた結果は、次のとおりです。

### □ 集計結果

#### (1) 相談・通報対受案件数

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、1,443 件で、昨年度と比較して78件の減少となっています。

#### (2) 相談・通報者（複数回答）

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が44.8%と最も多く、次いで「被虐待高齢者本人」が14.9%、「警察」が12.9%の順でした。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他
人	646	82	46	215	129	23	76	186	146
%	44.8	5.7	3.2	14.9	8.9	1.6	5.3	12.9	10.3

※ 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 1,443 件と一致しない

※ %は相談・通報総数 1,443 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない

#### (3) 虐待を受けた又は受けたと思われると市町村が判断した事例

訪問調査等の方法で 1,407 件事実確認が行われた結果（平成20年度に相談・通報を受理したが、事実確認調査を平成21年度中に行った事例も含める）、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例の総数は 1,036 件でした。これは、昨年度と比較して57件の減少となっています。

#### (4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が60.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が34.9%、「経済的虐待」が25.7%、「介護・世話の放棄・放任」が20.6%、「性的虐待」が0.9%でした。

	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	630	213	362	9	266
%	60.8	20.6	34.9	0.9	25.7

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 1,036 件と一致しない

※ %は虐待判断事例総数 1,036 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない

(5) 被虐待高齢者の状況

ア 性別・年齢

性別では、「女性」が、全体の約4分の3以上を占め、年齢階級別では「70～79歳」が最も多く、全体の4割以上を占めていました。

	男性	女性	不明	合計		65～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人	251	807	0	1,058	人	138	457	366	83	14	1,058
%	23.7	76.3	0	100	%	13.0	43.2	34.6	7.9	1.3	100

※ 1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 1,036 件に対し、被虐待高齢者総数は 1,058 人であった。

イ 養介護認定者数

被虐待高齢者 1,058 人のうち、介護保険の利用申請を行ない「認定済み」の者が 68.7% (727 人) と 7 割近くが要介護 (要支援) 認定者でした。

	人	%
未申請	244	23.1
申請中	23	2.2
認定済み	727	68.7
認定非該当 (自立)	41	3.9
不明	23	2.1
合計	1,058	100

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

要介護認定者 727 人における要介護状態区分は、「要介護2」が 19.7%と最も多く、次いで「要介護3」が 18.6%、「要介護1」が 17.9%の順でした。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 61.5%で、被虐待高齢者全体の 42.2%を占めました。

	人	%		人	%
要支援1	52	7.2	自立又は認知症なし	154	21.2
要支援2	84	11.5	自立度Ⅰ	106	14.6
要介護1	130	17.9	自立度Ⅱ	177	24.3
要介護2	143	19.7	自立度Ⅲ	138	19.0
要介護3	135	18.6	自立度Ⅳ	54	7.4
要介護4	113	15.5	自立度Ⅴ	20	2.8
要介護5	65	8.9	認知症あるが自立度不明	58	8.0
不明	5	0.7	認知症の有無が不明	20	2.7
合計	727	100	合計	727	100

※ 「認知症あるが自立度不明」には一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

## エ 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が80.8%と、8割が虐待者と同居でした。

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	837	191	8	0	1,036
%	80.8	18.4	0.8	0	100

## オ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が37.9%と最も多く、次いで「夫」が21.5%、「娘」が16.2%の順でした。

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (夫)	兄弟 姉妹	孫	その 他・ 不明	合計
人	242	81	426	182	49	17	22	42	64	1,125
%	21.5	7.2	37.9	16.2	4.4	1.5	2.0	3.7	5.6	100

## (6) 虐待への対応策

### ア 分離の有無

「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が415件(37.3%)でした。また、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は604件(54.2%)でした。

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例	415	37.3
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	604	54.2
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	4	0.4
現在対応について検討・調整中の事例	76	6.8
その他	15	1.3
合計	1,114	100

※ 平成20年4月1日以前に相談・通報を受取り事実確認調査を行い、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例のうち、虐待への対応が平成20年4月1日～平成21年3月31日の期間に行われた事例を含むため、虐待判断事例総数1,036件と一致しない

※ ショートステイ(短期入所サービス)を活用した事例については、高齢者を緊急的かつ一時的に保護する目的でショートステイを利用した場合は、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」とし、一般的な利用方法として随時又は定期的にショートステイを利用した事例については、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした

イ 分離を行った事例の対応の内訳

「契約による介護保険サービスの利用」が129件（30.8%）、次いで転居や養護、経費、有料老人ホーム等への入所による分離などの「その他」、「医療機関への一時入院」でした。「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が49件（11.7%）でした。

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	129	30.8
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	49	11.7
うち面会制限を行った事例	11	
緊急一時保護	38	9.1
医療機関への一時入院	101	24.1
その他	102	24.3

※ 分離を行った事例、異なる対応（分離と非分離）を行った事例総数419件に対する割合

ウ 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が271件（44.6%）と最も多く、「見守り」162件（26.6%）「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」128件（21.1%）、「新たに介護保険サービスを受ける」が105件（17.3%）でした。

	件数	%
養護者に対する助言・指導	271	44.6
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	29	4.8
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	105	17.3
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	128	21.1
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	50	8.2
その他	76	12.5
見守り	162	26.6

※ 分離を行っていない事例、異なる対応（分離と被分離）を行った事例608件に対する割合

## 参考・用語の解説

### ※1 養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

### ※2 養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

## 高齢者虐待防止法の概要

### 名 称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

### 施 行

平成18年4月1日

### 主な内容

- 「高齢者虐待」を法律上初めて定義。
  - ・「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
  - ・「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。
    - ①身体的虐待
    - ②養護を著しく怠ること（ネグレクト）
    - ③心理的虐待
    - ④性的虐待
    - ⑤経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）
- 住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置付け。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼とし、市町村が通報の一元的な窓口になる。
- 高齢者を養護する者（養護者）の負担の軽減を図るため、養護者に対する相談、指導や助言等を市町村が行う。
- 都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供や必要な援助・助言を行う。